

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成28年6月10日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法等の一部改正に伴い、熱損失防止改修工事を行った住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書の記載事項の項目を追加するため、芦屋市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第2号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第 22 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和 59 年芦屋市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 条の 3 第 9 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の芦屋市市税条例附則第 16 条の 3 第 9 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

参 照 1

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、熱損失防止改修工事を行った住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書の記載事項の項目を追加するため、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

熱損失防止改修（省エネ改修）工事を行った住宅又は区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額（3分の1に相当する額）を受けようとする者が提出する申告書の記載事項に、当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等を加えることとした。（附則第16条の3関係）

【参考】地方税法及び同法施行令の熱損失防止改修（省エネ改修）工事を行った住宅等に対する固定資産税の減額に関する改正の内容

	改正後	改正前
適用期限	平成30年3月31日	平成28年3月31日
床面積要件	改修後の住宅等の床面積が50㎡以上	
工事費要件	50万円超（国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の額を除く。）	50万円超

3 施行期日等

- (1) 平成28年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成28年4月1日以後に改修される熱損失防止改修住宅又は区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

地方税法抜粋

附 則

(耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額)

第15条の9 (第1項省略)

(第2項から第8項まで省略)

9 市町村は、平成20年1月1日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において同年4月1日から平成30年3月31日までの間に外壁，窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。）が行われたもの（以下この項，第11項及び第12項において「熱損失防止改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については，第1項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き，当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該熱損失防止改修工事が完了した日が1月1日である場合には，同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り，当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（第4項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし，特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅その他の政令で定める熱損失防止改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

10 市町村は，平成20年1月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち，特定居住用部分において同年4月1日から平成30年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われたもの（以下この条において「熱損失防止改修専有部分」という。）の区分所有者が当該熱損失防止改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については，当該区分所有に係る家屋に対して第1項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き，当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資

産税額に限り，第352条第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第5項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし，特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修専有部分その他の政令で定める熱損失防止改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を同条第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

(第11項及び第12項省略)